

「入管法改悪に反対する」NGO緊急声明

日本政府は、3月3日「住民基本台帳法」(住基法)改定案を、また3月6日「出入国管理及び難民認定法」(入管法)改定案と「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(入管特例法)改定案を閣議決定し、今国会に各法案を上程した。

外国籍住民やマイノリティの人権保障に取り組んでいる私たちNGOは、国会審議において以下のことを求めたい。

- (1) 国会は、審議にあたって、上記3法の改定案の当事者となる外国籍住民の意見を広く聴取する場を設けること。
- (2) 国会は、外国籍住民に対する徹底した管理強化を図る「入管法改定案」において、外国籍住民のプライバシーおよび個人情報保護の要請に反し、また日本国籍者にはどうも許されないデータマッチングを可能とする点を含め、多岐にわたる問題点を明らかにし、入管法改定案を廃案とすること(とりわけ、改定案第19条の4、第19条の16~18、第22条の4第7号、第23条、第61条の8の2、第71条の2~3、第75条の2~3については、慎重な審議が望まれる)。
- (3) 国会は、「入管特例法」の改定にあたって、その対象者である旧植民地出身者とその子孫の歴史的過程および在日二世・三世・四世が大半を占める現状を踏まえて、その地位と権利を明示すべきである。少なくとも、特別永住者証明書の7年ごとの更新を義務づける改定案第12条、同証明書の受領・携帯・提示義務を定める第17条および刑事罰条項を削除すること。
- (4) 国会は、「住基法改定案」において、住民基本台帳が住民の基本的な情報を正確に把握し住民行政の基礎とするための制度であることに適合するように、入管法改定案による「新たな在留管理制度」との連動を排除すること(とりわけ、住基法改定案第30条の50、第39条については、慎重な審議が望まれる)。また、「外国人住民票」に「国籍」以外の身分事項(在留資格、在留期間等)を記載することは、市町村による行政サービスのために必要ではなく、住基法改定案から削除すること。
- (5) 国会は、すべての在日外国人における、「住民」としての地位と権利、国際人権諸条約が定める「民族的マイノリティ」としての地位と権利を確立するため、「外国人・民族的少数者のための人権基本法」を制定すること。

2009年3月13日

「在留カードに異議あり！」NGO実行委員会

<呼びかけ>外国人入管法連絡会(共同代表:田中宏、丹羽雅雄、渡辺英俊)

◆「改定法案」批判の詳細を知りたい方は⇒ <http://www.repacp.org/aacp/>

..... ● 註 ●

《入管法改定案》 一部を略し下線と注を付記

* 第19条の4(在留カードの記載事項等)

- 1 在留カードの記載事項は、次に掲げる事項とする。
①氏名、生年月日、性別および国籍 ②居住地 ③在留資格、在留期間および在留期間の満了日 ④許可の種類および年月日 ⑤在留カードの番号、交付年月日および満了日 ⑥就労制限の有無 ⑦第19条第2項の規定による許可[在留資格外の活動許可]を受けているときはその旨
- 2 在留カードには、法務省令で定めるところにより、中長期在留者の写真を表示するものとする。法務大臣は、当該中長期在留者から提供された写真を利用することができる。
- 3 前二項に規定するもののほか、在留カードの様式、在留カードに表示すべきものその他在留カードについて必要な事項は、法務省令で定める。
- 4 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第1項各号に掲げる事項および前二項の規定により表

示されるものについて、その全部または一部を、在留カードに電磁的方式により記録することができる。

* 第19条の16(所属機関等に関する届出)

中長期在留者であつて、次の各号に掲げる在留資格をもって本邦に在留する者は、当該各号に掲げる在留資格の区分に応じ、当該各号に定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日から14日以内に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、その旨および法務省令で定める事項を届け出なければならない。

- ①教授、投資・経営、法律・会計業務、医療、教育、企業内転勤、技能実習、留学または研修 ……当該在留資格に応じてそれぞれ別表第一の下欄に掲げる活動を行う本邦の公私の機関の名称もしくは所在地の変更もしくはその消滅または当該機関からの離脱もしくは移籍
- ②研究、技術、人文知識・国際業務、興行または技能 ……契約の相手方である本邦の公私の機関の名称も

しくは所在地の変更もしくはその消滅または当該機関との契約の終了もしくは新たな契約の締結

③家族滞在（配偶者）、特定活動（配偶者）、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等……配偶者との離婚または死別

*** 第 19 条の 17（所属機関の届出義務）**

別表第一の在留資格をもって在留する中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関その他の法務省令で定める機関は、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し、当該中長期在留者の受入れの開始および終了その他の受入れの状況に関する事項を届け出なければならない。

*** 第 19 条の 18（中長期在留者に関する情報の継続的な把握）**

1 法務大臣は、中長期在留者の身分関係、居住関係および活動状況を継続的に把握するため、出入国管理及び難民認定法その他の法令の定めるところにより取得した中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍、住居地、所属機関その他在留管理に必要な情報を整理しなければならない。

2 法務大臣は、前項に規定する情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

*** 第 22 条の 4（在留資格の取消し）**

法務大臣は、別表第一または別表第二の上欄の在留資格をもって本邦に在留する外国人について、次の各号に掲げる事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

⑦日本人の配偶者等の在留資格をもって在留する者または永住者の配偶者等の在留資格をもって在留する者が、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して3月以上行わないで在留していること。

*** 第 23 条（旅券等の携帯および提示）**

2 中長期在留者は、法務大臣が交付し、又は市町村の長が〔住居地を記載して〕返還する在留カードを受領し、常にこれを携帯していなければならない。

3 前二項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安庁その他法務省令で定める国または地方公共団体の職員が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券、乗員手帳、許可書または在留カードの提示を求めたときは、これを提示

しなければならない。

*** 第 61 条の 8 の 2**

市町村の長は、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する外国人住民に係る住民票について、政令で定める事由により、その記載、消除または記載の修正をしたときは、直ちにその旨を法務大臣に通知しなければならない。

*** 第 71 条の 2**

次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役または 20 万円以下の罰金に処する。

①第 19 条の 7 第 1 項〔新規上陸後、住居地を定めた日から 14 日以内の住居地届出〕、第 19 条の 8 第 1 項〔在留資格変更等に伴う住居地届出〕、第 19 条の 9 第 1 項〔住居地の変更届出〕、第 19 条の 10 第 1 項〔住居地以外の記載事項の変更届出〕または第 19 条の 16〔所属機関等に関する届出〕の規定による届出に關し虚偽の届出をした者

②第 19 条の 11 第 1 項〔在留カードの更新〕、第 19 条の 12 第 1 項〔紛失等による在留カードの再交付〕または第 19 条の 13 第 3 項〔汚損等による在留カードの再交付命令〕の規定に違反した者

*** 第 71 条の 3**

次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

①第 19 条の 7 第 1 項〔新規上陸後の住居地届出〕、第 19 条の 8 第 1 項〔在留資格変更等に伴う住居地届出〕の規定に違反して住居地を届け出なかった者

②第 19 条の 9 第 1 項〔住居地の変更届出〕の規定に違反して新住居地を届け出なかった者

③第 19 条の 10 第 1 項〔住居地以外の記載事項の変更届出〕、第 19 条の 15〔在留カードの返納〕または第 19 条の 16〔所属機関等に関する届出〕の規定に違反した者

*** 第 75 条の 2**

次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役または 20 万円以下の罰金に処する。

①在留カードを受領しなかった者

②在留カードの提示を拒んだ者

*** 第 75 条の 3**

在留カードを携帯しなかった者は、20 万円以下の罰金に処する。

◀住基法改定案▶ 一部を略し下線と注を付記

*** 第 30 条の 50（外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣からの通知）**

法務大臣は、入管法および入管特例法に定める事務を管理し、又は執行するに当たって、外国人住民についての第 7 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項〔氏名、出生年月日、性別〕、国籍等または第 30 条の 45 の表〔中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、出生による経過滞在者〕の下欄に掲げる事項に変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは、遅滞な

く、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならない。

*** 第 39 条（適用除外）**

この法律は、日本の国籍を有しない者のうち第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者〔中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、出生による経過滞在者〕以外のものその他政令で定める者については、適用しない。